

鈴鹿市告示第77号

鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成6年鈴鹿市条例第18号）第11条、第12条第2項又は第13条の規定に基づき自転車を撤去し、及び保管したので、同条例第14条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月3日

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 撤去した年月日
別紙のとおり
- 2 撤去し、及び保管した台数並びに整理番号
自転車 1台
整理番号 別紙のとおり
- 3 撤去場所及び撤去の理由
別紙のとおり
- 4 保管場所
鈴鹿市矢橋一丁目590番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）
- 5 保管期間
告示の日から60日間
- 6 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
保管場所と同じ
 - (2) 返還日時
 - ア 月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで
 - イ 日曜日の午前9時から午後3時まで
 - (3) 返還時に必要なもの
 - ア 引取通知書（送付された場合に限る。）
 - イ 撤去保管料（自転車） 1,500円／台

ウ 住所及び氏名が確認できるもの

エ 自転車の鍵

保管期間内に引取りがない場合は、鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第14条第2項及び第3項の規定により処分するので、当該放置自転車の利用者又は所有者は、保管期間内に引き取ること。

7 連絡先

(1) 保管場所

鈴鹿市矢橋一丁目590番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）

電話 059-384-3653

(2) 鈴鹿市危機管理部交通防犯課

電話 059-382-9022

別紙

	撤去した年月日	整理番号	撤去場所	撤去理由	車体の色
1	令和8年3月17日	219	近鉄白子駅東側付近	放置禁止区域	黒

備考 自転車の内訳

自転車 整理番号 219 計1台